

5. 生活保護問答集について

**(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護
局保護課長事務連絡)【改正案】**

新 旧 対 照 表 （ 案 ）

改正後	現 行
第1～第4 略	第1～第4 略
第5 扶養義務の取扱い	第5 扶養義務の取扱い
<p>問5-8〔扶養義務調査の頻度〕</p> <p>局第5の4の(4)で重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は1年回程度は行うこととされているが、例えば扶養能力調査の結果、子供の就学費用のため、扶養の可能性が期待できない等の実情が明らかとなったときは、当該世帯の実情に対応して適宜調査することとして差し支えないか。</p> <p>(答) お見込みのとおりである。</p>	<p>問5-8〔扶養義務調査の頻度〕</p> <p>局第5の3の(3)で重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は1年回程度は行うこととされているが、例えば扶養能力調査の結果、子供の就学費用のため、扶養の可能性が期待できない等の実情が明らかとなったときは、当該世帯の実情に対応して適宜調査することとして差し支えないか。</p> <p>(答) お見込みのとおりである。</p>
第6 他法他施策の活用	第6 他法他施策の活用
<p>問6-5〔社会保険適用の確認〕</p> <p>健康保険、厚生年金保険等の適用関係、給付の有無、標準報酬等について、確認するためにはどのような行政庁と連絡をとればよいか。</p> <p>(答) <u>全国健康保険協会管掌健康保険</u>、日雇労働者健康保険、厚生年金保険及び船員保険については、その者の最後の適用事業所（最後に勤務していた会社、工場、船舶所有者等）の所在地を管轄する<u>協会支部</u>又は年金事務所が現業事務を取り扱っているから、その管轄区域ごとの<u>協会支部</u>又は年金事務所に連絡すればよい。</p> <p>健康保険組合の組合員については、保険者たる健康保険組合が健康保険の事務を取り扱っているから、組合員証によるか又は直接</p>	<p>問6-5〔社会保険適用の確認〕</p> <p>健康保険、厚生年金保険等の適用関係、給付の有無、標準報酬等について、確認するためにはどのような行政庁と連絡をとればよいか。</p> <p>(答) 政府管掌の健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険及び船員保険については、その者の最後の適用事業所（最後に勤務していた会社、工場、船舶所有者等）の所在地を管轄する都道府県の健康保険又は年金事務所が現業事務を取り扱っているから、その管轄区域ごとの保険課又は年金事務所に連絡すればよい。</p> <p>健康保険組合の組合員については、保険者たる健康保険組合が健康保険の事務を取り扱っているから、組合員証によるか又は直接</p>

<p>本人に尋ねるかしてその健康保険組合を知り、その組合に照会することとなる。</p>	<p>本人に尋ねるかしてその健康保険組合を知り、その組合に照会することとなる。</p>
<p>第7 最低生活費の認定</p>	<p>第7 最低生活費の認定</p>
<p>1 一般生活費 表中 臨時的最低生活費</p>	<p>1 一般生活費 表中 臨時的最低生活費</p>
<p>被服費 布団 新生児等被服 災害時被服類 入院時被服等 新生児等おむつ 家具什器費 入学準備金 <u>就労活動促進費</u> その他 配電設備の新設 上, 下水道, 井戸の新設 液化石油ガス設備の新設 家財の保管, 処分 等</p>	<p>被服費 布団 新生児等被服 災害時被服類 入院時被服等 新生児等おむつ 家具什器費 入学準備金 その他 配電設備の新設 上, 下水道, 井戸の新設 液化石油ガス設備の新設 家財の保管, 処分 等</p>
<p>1 一般生活費</p>	<p>1 一般生活費</p>
<p>問7-12〔短期入所事業の取扱い〕 次の事業を利用する場合の最低生活費の認定方法如何。 1 介護保険法第8条第9項に基づく短期入所生活介護事業, 同条第10項に基づく短期入所療養介護事業, 同法第8条の2第9項に基づく介護予防短期入所生活介護事業, 同条第10項に基づく介護予防短期入所療養介護事業及び老人福祉法第10条の4第1項第3号に基づく短期入所事業 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に基</p>	<p>問7-12〔短期入所事業の取扱い〕 次の事業を利用する場合の最低生活費の認定方法如何。 1 介護保険法第8条第9項に基づく短期入所生活介護事業, 同条第10項に基づく短期入所療養介護事業, 同法第8条の2第9項に基づく介護予防短期入所生活介護事業, 同条第10項に基づく介護予防短期入所療養介護事業及び老人福祉法第10条の4第1項第3号に基づく短期入所事業 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に基</p>

<p>づく短期入所事業, 地方公共団体が行う生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>3 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について (平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知) に基づく保護施設への一時入所</p>	<p>づく短期入所事業, 地方公共団体が行う生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>3 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について (平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知) に基づく保護施設への一時入所</p>
<p>(答) 1 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業等</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 (利用期間が 1 か月以内の場合)</p> <p>課第 7 の 66 により, 保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 居宅から 1 か月を越えて利用する場合 課第 7 の 66 により, 利用開始日の属する月の翌月 (利用開始日が月の初日であるときは当該月) から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し, そのまま短期入所を利用する場合 課第 7 の 66 により, 入所日から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(4) 短期入所利用と同時又は利用中に困窮して保護申請した場合 保護開始日から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所事業及び地方公共団体が行う生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 (利用期間が 1 か月以内の場合)</p>	<p>(答) 1 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業等</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 (利用期間が 1 か月以内の場合)</p> <p>課第 7 の 66 により, 保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 居宅から 1 か月を越えて利用する場合 課第 7 の 66 により, 利用開始日の属する月の翌月 (利用開始日が月の初日であるときは当該月) から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し, そのまま短期入所を利用する場合 課第 7 の 66 により, 入所日から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(4) 短期入所利用と同時又は利用中に困窮して保護申請した場合 保護開始日から介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所事業及び地方公共団体が行う生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 (利用期間が 1 か月以内の場合)</p>

<p>当該事業による利用期間は、短期間であることがあらかじめ予定されていることから、局第7の2の(3)のウに定める短期の入院患者の取扱いと同様に、保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 居宅から1か月を越えて利用する場合 利用開始日の属する月の翌月(利用開始日が月の初日であるときは当該月)から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し、そのまま短期入所を利用する場合 入所日から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(4) 短期入所利用と同時又は利用中に困窮して保護申請した場合 保護開始日から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>3 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づく保護施設への一時入所</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 局第7の2の(1)の<u>エ</u>のただし書きにより、保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 一時入所期間終了後、利用者の状態の改善が見られない等により引き続き保護施設に入所する場合 居宅基準生活費は一時入所終了日までの日数に応じて計上し、救護施設等基準生活費は一時入所終了日を含めた日数に応じて算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し、そのまま一時入</p>	<p>当該事業による利用期間は、短期間であることがあらかじめ予定されていることから、局第7の2の(3)のウに定める短期の入院患者の取扱いと同様に、保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 居宅から1か月を越えて利用する場合 利用開始日の属する月の翌月(利用開始日が月の初日であるときは当該月)から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し、そのまま短期入所を利用する場合 入所日から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>(4) 短期入所利用と同時又は利用中に困窮して保護申請した場合 保護開始日から入院患者日用品費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。</p> <p>3 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づく保護施設への一時入所</p> <p>(1) 居宅から利用する場合 局第7の2の(1)のウのただし書きにより、保護の変更決定を要しない。</p> <p>(2) 一時入所期間終了後、利用者の状態の改善が見られない等により引き続き保護施設に入所する場合 居宅基準生活費は一時入所終了日までの日数に応じて計上し、救護施設等基準生活費は一時入所終了日を含めた日数に応じて算定すること。</p> <p>(3) 医療機関から退院し、そのまま一時入</p>
---	--

所を利用する場合

入院患者日用品費は、局第7の2の(3)のキにより、退院する日を含めた日数に応じて計上し、救護施設等基準生活費は、局第7の2の(1)のエにより、入所した日を含めた日数に応じて計上すること。

問7-28-3〔母子加算の要件〕

母子加算の要件に関し「父母の一方若しくは両方が欠けている」場合のほか、局第7の2の(2)のコの(ア)で「これに準ずる状態にある」場合として「次に掲げる場合のように」としてa、b、c及びdが示されているがa、b、c及びd以外にどのような場合があるか。

(答) 父母の一方又は両方が死亡以外の理由によって子の養育にあたることができない場合としては、設問のa、b、c及びd以外には通常考えられないところである。ただし、例外的にa、b、c及びdのいずれにも該当しないが、これが複合している場合で、a、b、c 又は dのいずれかと同様の状態に相当する場合も母子加算の対象とするべきである。

例) 父母の一方又は両方が数か月程度法令により拘禁されていたが引き続き入院し入院期間を合せて1年以上経過した場合

問7-45-2〔家具什器費の支給に際してのリユース品活用について〕
家具什器費の支給に当たり、リユース品を活用すべきか。

(答) 生活に必要な物資の購入の際に、一般世帯においてもリユース品の購入を検討す

所を利用する場合

入院患者日用品費は、局第7の2の(3)のキにより、退院する日を含めた日数に応じて計上し、救護施設等基準生活費は、局第7の2の(1)のウにより、入所した日を含めた日数に応じて計上すること。

問7-28-3〔母子加算の要件〕

母子加算の要件に関し「父母の一方若しくは両方が欠けている」場合のほか、局第7の2の(2)のコの(ア)で「これに準ずる状態にある」場合として「次に掲げる場合のように」としてa、b、c及びdが示されているがa、b、c及びd以外にどのような場合があるか。

(答) 父母の一方又は両方が死亡以外の理由によって子の養育にあたることができない場合としては、設問のa、b、c及びd以外には通常考えられないところである。ただし、例外的にa、b、c及びdのいずれにも該当しないが、これが複合している場合で、a、b、c及びdのいずれかと同様の状態に相当する場合も母子加算の対象とするべきである。

例) 父母の一方又は両方が数か月程度法令により拘禁されていたが引き続き入院し入院期間を合せて1年以上経過した場合

(新設)

ることが考えられるため、家具什器費の支給に当たって、利用可能な場合には、リユース品の活用を検討するよう助言するなど、リユース品の利用を促すこと。この考え方は、被服費の支給に当たっても考慮すべきものである。

問 7-166〔就労活動促進費の対象者について〕

局第7の2の(9)のアの(ア)について、
(1) 保護脱却が可能となる程度の就労であれば、雇用形態は問わないということよろしいか。
(2) 就労収入以外の収入がある場合で、少額の就労収入があれば保護の脱却が見込める場合には、短時間・低収入の就労に対する求職活動も対象としてよろしいか。

(答) (1) 一定期間以上継続して雇用される見込みがあるなど脱却が可能となる程度の就労を目指す場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。
(2) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、短時間・低収入の就労については、早期に就職先が見つかることが期待できることから、求職活動期間がみだりに長期とならないよう活動期間の設定には十分留意されたい。

問 7-167〔就労活動促進費の支給要件について〕

局第7の2の(9)のアの(イ)のdの(b)の中で行った面接で、求職活動の報告を受けた場合には、cの保護の実施機関の面接についても行ったものとし、双方の要件を満たすも

問 7-166〔就労活動促進費の対象者について〕

局第7の(9)のアの(ア)について、
(1) 保護脱却が可能となる程度の就労であれば、雇用形態は問わないということよろしいか。
(2) 就労収入以外の収入がある場合で、少額の就労収入があれば保護の脱却が見込める場合には、短時間・低収入の就労に対する求職活動も対象としてよろしいか。

(答) (1) 一定期間以上継続して雇用される見込みがあるなど脱却が可能となる程度の就労を目指す場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。
(2) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、短時間・低収入の就労については、早期に就職先が見つかることが期待できることから、求職活動期間がみだりに長期とならないよう活動期間の設定には十分留意されたい。

問 7-167〔就労活動促進費の支給要件について〕

局第7の(9)のアの(イ)のdの(b)の中で行った面接で、求職活動の報告を受けた場合には、cの保護の実施機関の面接についても行ったものとし、双方の要件を満たすも

<p>すものとして扱って差し支えないか。</p> <p>(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</p>	<p>のとして扱って差し支えないか。</p> <p>(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</p>
<p>問7-168〔月の途中から求職活動を開始した場合の就労活動促進費の支給について〕 課第7の95の月の途中から求職活動を開始した場合の支給要件の確認については、どのように行うのか。</p>	<p>問7-168〔月の途中から求職活動を開始した場合の就労活動促進費の支給について〕 課第7の95の月の途中から求職活動を開始した場合の支給要件の確認については、どのように行うのか。</p>
<p>(答) 例えば、当該月の活動期間が20日間である場合には、月6回以上求められている局第7の2の(9)のアの(イ)のdの活動を4回以上行っていけば支給要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>(答) 例えば、当該月の活動期間が20日間である場合には、月6回以上求められている局第7の(9)のアの(イ)のdの活動を4回以上行っていけば支給要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。</p>
<p>問7-169〔やむを得ない事情により支給要件を満たすことができなかった場合〕 局第7の2の(9)のアの(イ)のbからdのやむを得ない理由には、傷病も含まれるものとして取り扱って差し支えないか。</p>	<p>問7-169〔やむを得ない事情により支給要件を満たすことができなかった場合〕 局第7の(9)のアの(イ)のbからdのやむを得ない理由には、傷病も含まれるものとして取り扱って差し支えないか。</p>
<p>(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。なお、その場合には、医療機関への受診状況を確認するなど、本人の訴えだけで判断することのないよう取り扱われたい。</p>	<p>(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。なお、その場合には、医療機関への受診状況を確認するなど、本人の訴えだけで判断することのないよう取り扱われたい。</p>
<p>問7-172〔更生施設の入所者等について〕 就労活動促進費の対象者が、保護の実施機関から遠隔地にある更生施設や救護施設の入所者等である場合で、実施機関への来所が困難なときは、局第7の2の(9)のアの(イ)のaやcの活動要件についてはどのように取り扱ったらよいか。</p>	<p>問7-172〔更生施設の入所者等について〕 就労活動促進費の対象者が、保護の実施機関から遠隔地にある更生施設や救護施設の入所者等である場合で、実施機関への来所が困難なときは、局7の2の(9)のアの(イ)のaやcの活動要件についてはどのように取り扱ったらよいか。</p>
<p>(答) 更生施設や救護施設の入所者等の場合</p>	<p>(答) 更生施設や救護施設の入所者等の場合</p>

であっても、局第7の2の(9)のアに定める要件を満たすことが必要であるが、お尋ねのように施設等の所在地が実施機関から遠隔地であり、やむを得ない場合に限り、以下のような取扱いをして差し支えないものとする。

(1) 局第7の2の(9)のアの(イ)のaにある自立活動確認書（以下「確認書」という。）の作成については、就労による保護からの早期脱却に向けて、実施責任を負う保護の実施機関（以下「実施機関」という。）が求職活動内容をあらかじめ本人と共有し、的確な支援を行うことを目的とするものであることから、実施機関と本人とで作成することとしている。

ただし、設問のような場合は、実施機関の訪問調査の際に作成するなど工夫するとともに、施設等の協力が得られるならば、就労に向けた支援に携わる施設職員と本人との間で作成した上で、実施機関が確認する方法で取り扱っても差し支えない。なお、その際は、実施機関において確認書の原本を、施設において原本のコピーを保管するなど情報共有すること。

(2) 局第7の2の(9)のアの(イ)のcの月1回以上の実施機関との面接については、実施機関の訪問調査の際に面接を行うなど工夫するとともに、設問のような場合は、施設等の協力が得られるならば、その施設等職員が就労支援を行う場合には、施設等から実施機関に対して求職活動状況を報告することをもって、要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。施設等から実施機関への求職活動状況の報告方法については、施設等とで十分協議されたい。

なお、(1)(2)の取扱は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設や共同生活援助

であっても、局第7の(9)のアに定める要件を満たすことが必要であるが、お尋ねのように施設等の所在地が実施機関から遠隔地であり、やむを得ない場合に限り、以下のような取扱いをして差し支えないものとする。

(1) 局第7の2の(9)のアの(イ)のaにある自立活動確認書（以下「確認書」という。）の作成については、就労による保護からの早期脱却に向けて、実施責任を負う保護の実施機関（以下「実施機関」という。）が求職活動内容をあらかじめ本人と共有し、的確な支援を行うことを目的とするものであることから、実施機関と本人とで作成することとしている。

ただし、設問のような場合は、実施機関の訪問調査の際に作成するなど工夫するとともに、施設等の協力が得られるならば、就労に向けた支援に携わる施設職員と本人との間で作成した上で、実施機関が確認する方法で取り扱っても差し支えない。なお、その際は、実施機関において確認書の原本を、施設において原本のコピーを保管するなど情報共有すること。

(2) 局第7の2の(9)のアの(イ)のcの月1回以上の実施機関との面接については、実施機関の訪問調査の際に面接を行うなど工夫するとともに、設問のような場合は、施設等の協力が得られるならば、その施設等職員が就労支援を行う場合には、施設等から実施機関に対して求職活動状況を報告することをもって、要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。施設等から実施機関への求職活動状況の報告方法については、施設等とで十分協議されたい。

なお、(1)(2)の取扱は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設や共同生活援助

を行う住居等に入所又は入居している場合、また、児童福祉法に規定する母子生活支援施設等に入所又は入居している場合も同様とする。

施設等における支援は、就労に向けた支援に携わる職員が行うこととするが、そのような職員が配置されていない施設等もあることから、その場合は個別支援計画の作成者等であって、実施機関と連携して就労支援できる職員が行うこととしても差し支えない。

問 7-68 [2 世帯以上で共同水道を設置する場合]

水道（井戸）設備費の取扱いに当たり、隣接する 2 世帯以上が共同水道（井戸）を設置しようとする場合、その設備費は共同水道（井戸）1 基につき第 7 の 2 の (10) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定が認められるものであると解すべきか。

（答）共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第 7 の 2 の (10) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2 以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第 7 の 2 の (10) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。

問 7-75 [不動産鑑定費用等の「その他必要となる費用」]

を行う住居等に入所又は入居している場合、また、児童福祉法に規定する母子生活支援施設等に入所又は入居している場合も同様とする。

施設等における支援は、就労に向けた支援に携わる職員が行うこととするが、そのような職員が配置されていない施設等もあることから、その場合は個別支援計画の作成者等であって、実施機関と連携して就労支援できる職員が行うこととしても差し支えない。

問 7-68 [2 世帯以上で共同水道を設置する場合]

水道（井戸）設備費の取扱いに当たり、隣接する 2 世帯以上が共同水道（井戸）を設置しようとする場合、その設備費は共同水道（井戸）1 基につき第 7 の 2 の (9) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定が認められるものであると解すべきか。

（答）共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第 7 の 2 の (9) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2 以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第 7 の 2 の (9) のイの（ア）に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。

問 7-75 [不動産鑑定費用等の「その他必要となる費用」]

局第7の2の(10)のキの不動産鑑定費用等の「その他必要となる費用」とはどのような費用か。

(答) 本人への名義変更に要する費用、相続の際に必要な所有権移転登記や所有権保存登記に要する費用等があげられる。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用のため、成年後見制度の利用が必要となる場合には、他法他施策である成年後見制度利用支援事業が利用できない等、真にやむを得ない場合に限り、当該制度の利用のために要する費用を認定して差し支えない。ただし、経常的経費である成年後見人への報酬については、支給対象とならない。

3 住宅費

問7-96〔世帯人員別の住宅費（限度額）の認定〕

保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答) 世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員に含めないものである。

これにより、限度額を上回る家賃となる場合であっても、分離された者により家賃負担があり、家賃が適切に納付されている等、最低生活の維持に支障がないと認められる場合には、転居指導を行わないものとして差し支えない。

局第7の2の(9)のキの不動産鑑定費用等の「その他必要となる費用」とはどのような費用か。

(答) 本人への名義変更に要する費用、相続の際に必要な所有権移転登記や所有権保存登記に要する費用等があげられる。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用のため、成年後見制度の利用が必要となる場合には、他法他施策である成年後見制度利用支援事業が利用できない等、真にやむを得ない場合に限り、当該制度の利用のために要する費用を認定して差し支えない。ただし、経常的経費である成年後見人への報酬については、支給対象とならない。

3 住宅費

問7-96〔世帯人員別の住宅費（限度額）の認定〕

保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答) 世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員に含めないものである。

<p>問 7-100-2 [法的位置付けのない施設入所者の住宅扶助の認定について]</p> <p>法的位置付けのない施設の居室を生計の同一が認められない者の間で共用している場合、住宅扶助額をどのように認定すればよいか。</p> <p>(答) 「生活保護法による住宅扶助の認定について」(平成 27 年 4 月 14 日社援保発 0414 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 1 の (2) のイのとおり居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定されたい。</p>	<p>問 7-100-2 [法的位置付けのない施設入所者の住宅扶助の認定について]</p> <p>法的位置付けのない施設の居室を生計の同一が認められない者の間で共用している場合、住宅扶助額をどのように認定すればよいか。</p> <p>(答) 「生活保護法による住宅扶助の認定について」(平成 15 年 7 月 31 日社援保発第 0731002 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 1 の (2) のイのとおり居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定されたい。</p>
<p>問 7-104 [社会福祉施設等の範囲]</p> <p>課第 7 の 30 の答 5 により敷金等が認定される場合の施設にはどのようなものがあるのか。</p> <p>(答) 次のような施設から退所する場合が考えられる。</p> <p>(1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設</p> <p>(2) 売春防止法による婦人相談所が行う一時保護の施設</p> <p>(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設</p> <p>(4) ホームレス自立支援センター</p> <p>(5) 職業能力開発促進法による職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設</p> <p>(6) 更生保護事業法による更生保護施設</p> <p>(7) アルコール依存症や薬物依存症の治療を目的とした施設</p>	<p>問 7-104 [社会福祉施設等の範囲]</p> <p>課第 7 の 30 の答 5 により敷金等が認定される場合の施設にはどのようなものがあるのか。</p> <p>(答) 次のような施設から退所する場合が考えられる。</p> <p>(1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設</p> <p>(2) 売春防止法による婦人相談所が行う一時保護の施設</p> <p>(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設</p> <p>(4) ホームレス自立支援センター</p> <p>(5) 職業能力開発促進法による職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設</p> <p>(6) 更生保護事業法による更生保護施設</p> <p>(7) アルコール依存症や薬物依存症の治療を目的とした施設</p>

<p>問 7-124 [代理納付の対象] 住宅扶助費の代理納付の対象には、家賃以外の敷金等も含まれるのか。</p>	<p>問 7-124 [代理納付の対象<u>その1</u>] 住宅扶助費の代理納付の対象には、家賃以外の敷金等も含まれるのか。</p>
<p>(答) 法第 33 条第 4 項の規定により交付する保護金品は、住宅扶助費のことであることから、住宅扶助費として被保護者に支払う保護金品については、全て代理納付の対象となるものである。よって、家賃以外の間代・地代、敷金及び礼金、また住宅維持費等についても代理納付の対象となるものである。</p>	<p>(答) 法第 33 条第 4 項の規定により交付する保護金品は、住宅扶助費のことであることから、住宅扶助費として被保護者に支払う保護金品については、全て代理納付の対象となるものである。よって、家賃以外の間代・地代、敷金及び礼金、また住宅維持費等についても代理納付の対象となるものである。</p>
<p>5 生業費 (3) 高等学校等就学費 現在、一般世帯における高校進学率は 97.3% (平成 15 年度) に達している状況であり、また、平成 16 年 3 月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる (後略)」との判断がなされた。 さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書 (平成 16 年 12 月) においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。 こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化した</p>	<p>5 生業費 (3) 高等学校等就学費 現在、一般世帯における高校進学率は 97.3% (平成 15 年度) に達している状況であり、また、平成 16 年 3 月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる (後略)」との判断がなされた。 さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書 (平成 16 年 12 月) においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。 こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化した</p>

ところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

問 7-147〔修学旅行費について〕

修学旅行費については、給付対象となるのか。

（答）高等学校等就学費の給付については、一般低所得世帯との均衡を考慮して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に定める額を目安として必要最小限の基準額を設定しており、支給範囲についても必要最低限の範囲にとどめていることから、修学旅行費用については給付対象とはしていない。

修学旅行費については、生活福祉資金等による貸付金や修学旅行のために充てることを目的とした親戚等からの恵与金、もしくは高校生本人のアルバイト収入等によって賄うこととされたい。

ところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

問 7-147〔修学旅行費について〕

修学旅行費については、給付対象となるのか。

（答）高等学校等就学費の給付については、一般低所得世帯との均衡を考慮して、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に定める額を目安として必要最小限の基準額を設定しており、支給範囲についても必要最低限の範囲にとどめていることから、修学旅行費用については給付対象とはしていない。

修学旅行費については、生活福祉資金等による貸付金や修学旅行のために充てることを目的とした親戚等からの恵与金、もしくは高校生本人のアルバイト収入等によって賄うこととされたい。

問7-152〔留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱い〕

留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱い如何。

(答) 高校就学中の者が留年した場合については、高等学校等就学費の給付期間が原則としてその学校における正規の就学年月数とされていることから、留年中の期間については、原則として給付対象外とするものである。ただし、当該被保護者が真にやむを得ない事情により留年し、引き続き高等学校等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、1年に限り、支給して差し支えない。(本人の就学の意欲が高く、また、生活態度等から高等学校等の卒業が見込める場合に限る。)

また、一度中退した者が再度高等学校等へ入学する場合においても、高等学校等就学費の給付は原則として行わないこととされたい。

休学した場合については、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。

転校の場合については、転校後も引き続き高等学校等就学費を給付することとして差し支えない。この場合、転校に伴って、教科書や学生服及び通学用カバン等を新たに購入する必要がある場合においては、必要な範囲内でこれらの購入に充てるための教材代や入学準備金も給付して差し支えない。

(真にやむを得ない事情により中退した者が、高等学校等へ再度入学した場合についても、同様の取扱いとされたい。)

なお、中退や休学の場合において、基本額等が数箇月単位で一括給付されている場合、

問7-152〔留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱い〕

留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱い如何。

(答) 高校就学中の者が留年した場合については、高等学校等就学費の給付期間が原則としてその学校における正規の就学年月数とされていることから、留年中の期間については、原則として給付対象外とするものである。

また、一度中退した者が再度高等学校等へ入学する場合においても、高等学校等就学費の給付は原則として行わないこととされたい。

休学した場合については、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。

転校の場合については、転校後も引き続き高等学校等就学費を給付することとして差し支えない。この場合、転校に伴って、教科書や学生服及び通学用カバン等を新たに購入する必要がある場合においては、必要な範囲内でこれらの購入に充てるための教材代や入学準備金も給付して差し支えない。

(親の看護等真にやむを得ない事情により中退した者が、高等学校等へ再度入学した場合についても、同様の取扱いとされたい。)

なお、中退や休学の場合において、基本額等が数箇月単位で一括給付されている場合、

中退した翌月以降に係る保護費を月割で返還させることとなるが、既に給付された保護費がやむを得ない事由によって消費されている場合については、返還は要しないこととして差し支えない。

6 略

第8 収入の認定

2 就労に伴う収入以外の収入

問 8-27 [年金受給のための診断書の費用]

障害基礎年金受給のため、その申請書に添付する診断書を被保護者が自費で診断を受けて作成した場合、その費用はどのように取り扱うか。年金から控除するか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきか。

(答) 設問のように自費で診断書を作成した場合は局第13の3により取扱いが定められているが、次第8の3の(2)のアの(イ)に示す「受給資格の証明のために必要とした費用」として、当該障害基礎年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきである。

なお、障害者加算等の認定に関しては局第11の4の(1)のイにより検診命令を行って差し支えないものである。

3 収入として認定しないものの取扱い

収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維

中退した翌月以降に係る保護費を月割で返還させることとなるが、既に給付された保護費がやむを得ない事由によって消費されている場合については、返還は要しないこととして差し支えない。

6 略

第8 収入の認定

2 就労に伴う収入以外の収入

問 8-27 [年金受給のための診断書の費用]

障害基礎年金受給のため、その申請書に添付する診断書を被保護者が自費で診断を受けて作成した場合、その費用はどのように取り扱うか。年金から控除するか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきか。

(答) 設問のように自費で診断書を作成した場合は局第13の3により取扱いが定められているが、次第8の3の(2)のアの(イ)に示す「受給資格の証明のために必要とした費用」として、当該障害基礎年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきである。

なお、障害者加算等の認定に関しては次第11の4の(1)のイにより検診命令を行って差し支えないものである。

3 収入として認定しないものの取扱い

収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維

持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。

しかしながら、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合も出て来る。

こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。

これらは、当該金銭の性格（支給の趣旨等）、支給方法（臨時的か継続的か）、使われ方（自立更生等）を判断して総合的に決定されるわけであるが、これをその主たる趣旨に沿って分類してみると、概ね次のようになる。

1 冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等

結婚の祝儀や葬祭の香典、歳末たすけあい等社会事業団体の慈善的金銭については、いかに公的扶助制度とはいえ補足性の原理の名のもとに全て生活費にあてるべきものとして収入認定するのは、社会通念にも合致しないと考えられる。また収入認定除外の限度についても、何円以内といった形式的な限度を設けず社会通念により地域の慣習等をも考慮し個別的に判断することとしている。

なお、このほか、地方公共団体又はその長が年末等の時期に臨時的に支給する金銭とか、本来的に稼働しない者が臨時に働いて得た不安定就労収入については、一定額を超える部分を収入として認定することとしているが、これについても類似の趣旨によるものといえよう。

持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。

しかしながら、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合も出て来る。

こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。

これらは、当該金銭の性格（支給の趣旨等）、支給方法（臨時的か継続的か）、使われ方（自立更生等）を判断して総合的に決定されるわけであるが、これをその主たる趣旨に沿って分類してみると、概ね次のようになる。

1 冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等

結婚の祝儀や葬祭の香典、歳末たすけあい等社会事業団体の慈善的金銭については、いかに公的扶助制度とはいえ補足性の原理の名のもとに全て生活費にあてるべきものとして収入認定するのは、社会通念にも合致しないと考えられる。また収入認定除外の限度についても、何円以内といった形式的な限度を設けず社会通念により地域の慣習等をも考慮し個別的に判断することとしている。

なお、このほか、地方公共団体又はその長が年末等の時期に臨時的に支給する金銭とか、本来的に稼働しない者が臨時に働いて得た不安定就労収入については、一定額を超える部分を収入として認定することとしているが、これについても類似の趣旨によるものといえよう。

<p>(次第 8—3— (3) —ア, イ, サ, シ)</p> <p>2 弔慰金等</p> <p>戦没者に対する追悼慰霊等国家的弔慰として支給される金銭については、生活保護制度において保障しようとする生活需要とは別のものであり、その趣旨に沿って使われることが期待されるものであるから、これを尊重し、収入認定除外することとしている。</p> <p>(次第 8—3— (3) —ス, セ, タ及びソの一部)</p> <p>3 特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの</p> <p>地方公共団体のいわゆる福祉的給付金、原爆被爆者に係る原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び公害関係諸給付については、それぞれの制度によって趣旨目的に微妙な相違はあるが、大筋において特定の障害等（福祉的給付金については、老齢、障害、母子、遺児等の社会的ハンディキャップ）を負っている者を対象にそれに基づく諸々の不安の解消、慰謝あるいはその障害を克服して社会生活に適応するよう慰謝激励することを目的とするものである点に着目して収入認定除外とされているものである。</p> <p>なお、福祉的給付金については、当該地域住民の総意として条例等に定められたものに限られるが、その対象、趣旨等については、多岐にわたっている。このため収入として認定しない額について一定の限度を設けているが、障害が重複しているため 2 以上の手当を受給する場合とか、極めて重度の障害者を対象とする場合等で、この額を超えて収入として認定しない取扱いを必要とする場合には個別的に厚生労働省に情報提供の上判断することとしている。</p> <p>(次第 8—3— (3) —ケ, コ, ソの一部及び</p>	<p>(次第 8—3— (3) —ア, イ, サ, シ)</p> <p>2 弔慰金等</p> <p>戦没者に対する追悼慰霊等国家的弔慰として支給される金銭については、生活保護制度において保障しようとする生活需要とは別のものであり、その趣旨に沿って使われることが期待されるものであるから、これを尊重し、収入認定除外することとしている。</p> <p>(次第 8—3— (3) —ス, セ, タ及びソの一部)</p> <p>3 特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの</p> <p>地方公共団体のいわゆる福祉的給付金、原爆被爆者に係る原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び公害関係諸給付については、それぞれの制度によって趣旨目的に微妙な相違はあるが、大筋において特定の障害等（福祉的給付金については、老齢、障害、母子、遺児等の社会的ハンディキャップ）を負っている者を対象にそれに基づく諸々の不安の解消、慰謝あるいはその障害を克服して社会生活に適応するよう慰謝激励することを目的とするものである点に着目して収入認定除外とされているものである。</p> <p>なお、福祉的給付金については、当該地域住民の総意として条例等に定められたものに限られるが、その対象、趣旨等については、多岐にわたっている。このため収入として認定しない額について一定の限度を設けているが、障害が重複しているため 2 以上の手当を受給する場合とか、極めて重度の障害者を対象とする場合等で、この額を超えて収入として認定しない取扱いを必要とする場合には個別的に厚生労働省に情報提供の上判断することとしている。</p> <p>(次第 8—3— (3) —ケ, コ, ソの一部及び</p>
--	--

チ)

4 自立更生のために使われるもの

生活保護は最低生活の保障と自立の助長を目的とするものであるが、このうち最低生活保障部分については、保護の基準によって示される水準を厳格なものとし、これ以上の水準を保障することのないようになっているが（法第8条第2項）、自立助長に関する措置については、保護基準により保障される水準のほかには他法他施策の活用その他特定の金銭をもってあててある場合には、これを容認する意味で収入として認定しない取扱いとしている。すなわち当該金銭の支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考えると、これを収入として認定するよりも自立更生計画にあてさせるべく収入認定除外した方がより法の目的にかなうものと考えられるからである。

自立更生のために使われることにより収入として認定しない取扱いとするものは、さらに次の三つに分けることができる。

第1は、自立更生を目的として恵与され、あるいは貸し付けられる金銭である。

（次第8—3—（3）—ウ、エ）

恵与金、貸付金については、恵与又は貸付の趣旨が「自立更生を目的とする」ものであることが要件となっている。とくに貸付金については、その償還の問題も含め、あらかじめ実施機関の承認を要するほか、自立更生計画についても範囲が限定されており、更に公的制度と私的なものでは取扱いを異にしている。

第2は、災害等に係る補償金、保険金、見舞金等である。

（次第8—3—（3）—オ、カ及びキ）

災害に係る補償金等について収入認定除

チ)

4 自立更生のために使われるもの

生活保護は最低生活の保障と自立の助長を目的とするものであるが、このうち最低生活保障部分については、保護の基準によって示される水準を厳格なものとし、これ以上の水準を保障することのないようになっているが（法第8条第2項）、自立助長に関する措置については、保護基準により保障される水準のほかには他法他施策の活用その他特定の金銭をもってあててある場合には、これを容認する意味で収入として認定しない取扱いとしている。すなわち当該金銭の支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考えると、これを収入として認定するよりも自立更生計画にあてさせるべく収入認定除外した方がより法の目的にかなうものと考えられるからである。

自立更生のために使われることにより収入として認定しない取扱いとするものは、さらに次の三つに分けることができる。

第1は、自立更生を目的として恵与され、あるいは貸し付けられる金銭である。

（次第8—3—（3）—ウ、エ）

恵与金、貸付金については、恵与又は貸付の趣旨が「自立更生を目的とする」ものであることが要件となっている。とくに貸付金については、その償還の問題も含め、あらかじめ実施機関の承認を要するほか、自立更生計画についても範囲が限定されており、更に公的制度と私的なものでは取扱いを異にしている。

第2は、災害等に係る補償金、保険金、見舞金等である。

（次第8—3—（3）—オ、カ及びキ）

災害に係る補償金等について収入認定除

外を認めるのは、加害者等による直接的な損害の補てんとしての原状回復及び自立更生一般の用途にあてられる場合である。

災害によらない死亡に係る保険金や、保護の実施機関の指導又は指示により動産又は不動産を売却した場合の代価についても災害による補償金等と同様の取扱いがなされている。なお、補償金等が長期にわたり毎月あるいは年数回に分割されて定期的に支給される場合は、その目的、形態ともに当然生活費にあてるのが一般的であると考えられることから、収入認定除外の対象としないこととしている。

第3は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額及び当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額である。

（次第8—3—（3）—ク）

第9 保護の開始申請等

問9—1〔口頭による保護の申請〕

生活保護の申請を口頭で行うことは認められるか。

（答）生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。法第24条第項においては「保護の開始を申請する者は…（中略）…申請書を保護の実施機関に提出

外を認めるのは、加害者等による直接的な損害の補てんとしての原状回復及び自立更生一般の用途にあてられる場合である。

災害によらない死亡に係る保険金や、保護の実施機関の指導又は指示により動産又は不動産を売却した場合の代価についても災害による補償金等と同様の取扱いがなされている。なお、補償金等が長期にわたり毎月あるいは年数回に分割されて定期的に支給される場合は、その目的、形態ともに当然生活費にあてるのが一般的であると考えられることから、収入認定除外の対象としないこととしている。

第3は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額である。

（次第8—3—（3）—ク）

第9 保護の開始申請等

問9—1〔口頭による保護の申請〕

生活保護の申請を口頭で行うことは認められるか。

（答）生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。法第24条第項においては「保護の開始を申請する者は…（中略）…申請書を保護の実施機関に提出

しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」と規定しており、当該規定も書面による申請を保護の要件としているものではない。したがって、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。

一方で、法第 24 条第 3 項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」としているなど、保護の申請は実施機関側に一定の義務を課すものとなっている。

確かに前記のとおり、申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護の決定事務処理関係や、保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみではならず、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要がある。

したがって、口頭による保護申請については、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難である。実施機関としては、そのような申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請

しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定しており、当該規定も書面による申請を保護の要件としているものではない。したがって、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。

一方で、法第 24 条第 3 項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」としているなど、保護の申請は実施機関側に一定の義務を課すものとなっている。

確かに前記のとおり、申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護の決定事務処理関係や、保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみではならず、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要がある。

したがって、口頭による保護申請については、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難である。実施機関としては、そのような申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請

行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。なお、申請にあたって提出された書類に必要事項さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでなくても、有効となるので留意が必要である。

第10 保護の決定

1 保護の要否及び程度の決定

表中 最低生活の内容からみて狭義の需要に属するもの

勤労に伴う必要経費として定める額(収入金額の70%の額)

必要経費の実費控除

出かせぎ者等の実費控除

子の託児費

公租公課

1 保護の要否及び程度の決定

表中 最低生活の内容からみて自立助長等行政運営上の配慮から特に設けられたもの

収入金額の30%の額

未成年者控除

新規就労控除

1 保護の要否及び程度の決定

問10-4〔保護の決定以前に申請者等が死亡した場合〕

生活保護法による保護の申請があった後、保護の決定前に申請者等が死亡したよ

行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。なお、申請にあたって提出された書類に必要事項さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでなくても、有効となるので留意が必要である。

第10 保護の決定

1 保護の要否及び程度の決定

表中 最低生活の内容からみて狭義の需要に属するもの

基礎控除の70%の額

必要経費の実費控除

出かせぎ者等の実費控除

子の託児費

公租公課

1 保護の要否及び程度の決定

表中 最低生活の内容からみて自立助長等行政運営上の配慮から特に設けられたもの

基礎控除の30%の額

未成年者控除

特別控除

新規就労控除

1 保護の要否及び程度の決定

問10-4〔保護の決定以前に申請者等が死亡した場合〕

生活保護法による保護の申請があった後、保護の決定前に申請者等が死亡したよ

<p>うな場合の取扱いはどうすればよいか。</p> <p>(答) いくつかの例が考えられるが、次の 4 つの場合に分けて考えてみる。</p> <p>(1) 世帯主から当該世帯について保護の申請があり、その世帯主が死亡したとき。</p> <p>(2) 世帯員の一人が死亡したとき。</p> <p>(3) 在宅の単身者から保護の申請があり当該単身者が死亡したとき。</p> <p>(4) 入院中の単身者から保護の申請があり当該単身者が死亡したとき。</p> <p>まず (1) 及び (2) の場合いずれも当該世帯単位の最低生活需要に係る保護が申請の対象であるから、死亡した世帯主又は世帯員の死亡による生活需要の減少(具体的には死亡日以後月末までの生活費)を見込んで保護の要否、程度を決定すればよいことになる。もちろん、事務処理上間に合わなければ、支給後扶助費支給額の変更決定を行って費用を返還させることになる。なお、(1) の場合、申請者が死亡しているため、死亡者あてには法第 24 条による書面の通知ができないこととなるが、申請者は世帯を代表して申請をしたものであるから、あて名を適当な世帯員、通常は新たに世帯主となった者に変更して通知すれば足りるものと解される。</p> <p>(3) の場合については、実質的に申請の効力が失われたものとして保護の決定を要しない。このような場合、申請者の保護を受ける権利が保障されない結果となることもあるので、実施機関として保護の申請があったときは、法第 24 条第 5 項等の規定をまつまでもなく保護の決定実施を急ぐべきことが要請されているわけである。</p> <p>(4) の場合、一般の要否判定の結果保護要になれば、入院患者の死亡日までの医療費について医療扶助が適用されること</p>	<p>うな場合の取扱いはどうすればよいか。</p> <p>(答) いくつかの例が考えられるが、次の 4 つの場合に分けて考えてみる。</p> <p>(1) 世帯主から当該世帯について保護の申請があり、その世帯主が死亡したとき。</p> <p>(2) 世帯員の一人が死亡したとき。</p> <p>(3) 在宅の単身者から保護の申請があり当該単身者が死亡したとき。</p> <p>(4) 入院中の単身者から保護の申請があり当該単身者が死亡したとき。</p> <p>まず (1) 及び (2) の場合いずれも当該世帯単位の最低生活需要に係る保護が申請の対象であるから、死亡した世帯主又は世帯員の死亡による生活需要の減少(具体的には死亡日以後月末までの生活費)を見込んで保護の要否、程度を決定すればよいことになる。もちろん、事務処理上間に合わなければ、支給後扶助費支給額の変更決定を行って費用を返還させることになる。なお、(1) の場合、申請者が死亡しているため、死亡者あてには法第 24 条による書面の通知ができないこととなるが、申請者は世帯を代表して申請をしたものであるから、あて名を適当な世帯員、通常は新たに世帯主となった者に変更して通知すれば足りるものと解される。</p> <p>(3) の場合については、実質的に申請の効力が失われたものとして保護の決定を要しない。このような場合、申請者の保護を受ける権利が保障されない結果となることもあるので、実施機関として保護の申請があったときは、法第 24 条第 3 項等の規定をまつまでもなく保護の決定実施を急ぐべきことが要請されているわけである。</p> <p>(4) の場合、一般の要否判定の結果保護要になれば、入院患者の死亡日までの医療費について医療扶助が適用されること</p>
---	---

になる。

なお、この場合①死者の名あてで、保護の決定を通知すべきか、また、それをどのように施行すべきか、②収入認定の結果本人支払額が生じた場合これをどう取り扱うべきか、という問題が生じる。まず①については事実上医療券の発行だけとなり申請者名あての通知書を実施機関において保存するという事になっててもやむを得ない。次に②については、医療機関において当該本人支払額の徴収が事実上困難となるが、法律的には、死者の相続人に対する（又は遺留財産についての）医療機関の債権の実行の問題である。死亡により最低生活費が減少したものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定や法第 63 条の適用を考慮する必要はない。

問 10-14 [決定通知書の決定理由]

決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。

(答) 本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第 24 条第 4 項、第 25 条第 2 項及び第 26 条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いるこ

になる。

なお、この場合①死者の名あてで、保護の決定を通知すべきか、また、それをどのように施行すべきか、②収入認定の結果本人支払額が生じた場合これをどう取り扱うべきか、という問題が生じる。まず①については事実上医療券の発行だけとなり申請者名あての通知書を実施機関において保存するという事になっててもやむを得ない。次に②については、医療機関において当該本人支払額の徴収が事実上困難となるが、法律的には、死者の相続人に対する（又は遺留財産についての）医療機関の債権の実行の問題である。死亡により最低生活費が減少したものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定や法第 63 条の適用を考慮する必要はない。

問 10-14 [決定通知書の決定理由]

決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。

(答) 本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第 24 条第 2 項、第 25 条第 2 項及び第 26 条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いるこ

<p>とが望ましい。</p> <p>問 10-6-2 [開始翌月以降に判明した保護開始時の手持金]</p> <p>課第 10 の 10-2 により、保護開始時の程度の決定にあたって認定すべき手持金は、最低生活費の 5 割を超える額となっており、5 割以内の額の手持金は保有を認めてよいこととなっているが、保護の開始決定後に、本人が把握していなかった預貯金が判明した場合も同様に取り扱いについてよいか。</p> <p>(答) 保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱いについて差し支えない。</p> <p>なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の 5 割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第 63 条により処理すること。</p> <p>また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法 63 条により処理することとされたい。</p> <p>第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p> <p>生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を大前提として、担当職員との相互</p>	<p>とが望ましい。</p> <p>問 10-6-2 [開始翌月以降に判明した保護開始時の手持金]</p> <p>課第 10 の 10-2 により、保護開始時の程度の決定にあたって認定すべき手持金は、最低生活費の 5 割を超える額となっており、5 割以内の額の手持金は保有を認めてよいこととなっているが、保護の開始決定後に、本人が把握していなかった預貯金が判明した場合も同様に取り扱いについてよいか。</p> <p>(答) 保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱いについて差し支えない。</p> <p>なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の 5 割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第 63 条により処理すること。</p> <p>また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法 63 条により処理することとされたい。</p> <p>第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p> <p>生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を大前提として、担当職員との相互</p>
--	--

信頼関係に基づく要保護者の積極的協力を得ることによって、法の目的を最もよく具現することが可能となるのである。その意味で、法律上の権限を発動する以前に話し合いによって要保護者の生活保護制度に対する理解を深め、その自発的協力を求めていくことが第一段階として、まず必要である。

その上で、生活保護法においては、実施機関に対して要保護者の資産状況、健康状態等を調査するため立入調査及び検診命令の権限を与え、要保護者がそれに従わない場合は、保護の申請を却下し、保護の変更、停廃止を行うことを認めている（法第 28 条第 5 項）。他方、被保護者に対しては、生活上の義務（法第 60 条）、届出の義務（法第 61 条）、入所又は入所委託の決定に対する受忍義務（法第 62 条第 1 項）、管理規程遵守義務（法第 62 条第 2 項）を課しているほか、実施機関は被保護者がこれらの義務を果たしていない場合その他保護の目的達成上必要があると認める場合には必要な指導・指示をすることができる（法第 27 条）こととして、さらに被保護者に対してこの指導・指示に対する受忍義務を課している（法第 62 条第 1 項）。

なお、文書で行った指導・指示に対して被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えた上で保護の変更、停止又は廃止をすることができることとなっている（法第 62 条第 3 項、第 4 項、法施行規則第 19 条）。

第 12 略

第 13 その他

4 その他

信頼関係に基づく要保護者の積極的協力を得ることによって、法の目的を最もよく具現することが可能となるのである。その意味で、法律上の権限を発動する以前に話し合いによって要保護者の生活保護制度に対する理解を深め、その自発的協力を求めていくことが第一段階として、まず必要である。

その上で、生活保護法においては、実施機関に対して要保護者の資産状況、健康状態等を調査するため立入調査及び検診命令の権限を与え、要保護者がそれに従わない場合は、保護の申請を却下し、保護の変更、停廃止を行うことを認めている（法第 28 条第 4 項）。他方、被保護者に対しては、生活上の義務（法第 60 条）、届出の義務（法第 61 条）、入所又は入所委託の決定に対する受忍義務（法第 62 条第 1 項）、管理規程遵守義務（法第 62 条第 2 項）を課しているほか、実施機関は被保護者がこれらの義務を果たしていない場合その他保護の目的達成上必要があると認める場合には必要な指導・指示をすることができる（法第 27 条）こととして、さらに被保護者に対してこの指導・指示に対する受忍義務を課している（法第 62 条第 1 項）。

なお、文書で行った指導・指示に対して被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えた上で保護の変更、停止又は廃止をすることができることとなっている（法第 62 条第 3 項、第 4 項、法施行規則第 19 条）。

第 12 略

第 13 その他

4 その他

<p>問 13-37〔調査に協力しない場合〕</p> <p>保護申請時に要保護者が、保護の決定のために必要な調査に協力しないような場合いかにするべきか。</p>	<p>問 13-37〔調査に協力しない場合〕</p> <p>保護申請時に要保護者が、保護の決定のために必要な調査に協力しないような場合いかにするべきか。</p>
<p>(答) 調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第 28 条第 5 項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。</p> <p>現に受給中の者について同様の事実がある場合には、法第 27 条に基づく文書による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきである。</p>	<p>(答) 調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第 28 条第 4 項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。</p> <p>現に受給中の者について同様の事実がある場合には、法第 27 条に基づく文書による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきである。</p>
<p>問 13-40〔法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の決裁に係る教示について〕</p> <p>市町村長が行った法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。</p>	<p>問 13-40〔法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の決裁に係る教示について〕</p> <p>市町村長が行った法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。</p>
<p>(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。</p>	<p>(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）、及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。</p>

<p>法第 78 条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第 66 条の適用はなく、行政不服審査法第 6 条第 1 項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。</p> <p>したがって、市町村長が処分庁として、法第 78 条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第 6 条第 1 項に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。</p>	<p>法第 78 条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第 66 条の適用はなく、行政不服審査法第 6 条第 2 項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。</p> <p>したがって、市町村長が処分庁として、法第 78 条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第 6 条第 2 項に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。</p>
--	--